

事業主様
事務担当者様

西日本パッケージング健康保険組合

新元号に係る事務取り扱いについて

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に関して、平成 31 年 4 月 1 日に新元号「令和」が発表されました。新元号の施行に伴い、当健康保険組合では、下記の様に事務取り扱いをいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 新元号の使用開始時期と読み替え

当健康保険組合のコンピュータシステムが 5 月 1 日に新元号に対応するため、4 月中に発行する「納入告知書」の「納付期限」、「限度額適用認定証」の「有効期限」等は、「平成」表記となります。

5 月 1 日以降の「納付期限」「有効期限」等は、新元号に読み替えてください。

4 月までに発行している「限度額適用認定証」の「有効期限」等も新元号に読み替えてください。

2 申請・届出様式（紙媒体）

新元号が記載されている新様式は、印刷の都合上 5 月には間に合いません。

5 月以降も、新元号が記載されていない旧様式の内紙での届出は可能です。「平成」と記載された内紙での届出の場合、できるだけ補正（訂正印は不要）して届出してください。

新様式の届出用紙（PDF・エクセル版）は、随時ホームページに掲載します。

なお、印刷分の資格取得届・喪失届は 6 月上旬からの配布を予定しております。

3 電子媒体申請（日本年金機構 届出書作成プログラム）

日本年金機構のホームページによりますと、プログラムの更新を 4 月中に行う予定で、5 月からの申請は、新プログラムを使用して申請を行っていただきたいとのことです。

当健康保険組合では、旧プログラムで作成されたデータ（例：取得日 平成 31 年 5 月 7 日）は、当分の間対応をします。

しかし、日本年金機構の場合、データを返却するかもわかりませんので、新プログラムで作成することをお勧めします。

なお、新届出書作成プログラムのリリース時期は、日本年金機構のホームページで確認してください。